

「独立行政法人の目標の策定に関する指針」、「独立行政法人の評価に関する指針」等の見直しの必要性に関する検討について

平成 30 年 6 月 29 日

1 背景・経緯

- 平成 26 年の独立行政法人制度改革において、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）（以下「通則法」という。）の一部改正が行われ、国の行政の一部として政策実施を担う独立行政法人について、その政策実施機能の最大化を図るため、主務大臣の下で P D C A サイクルを貫徹させることとし、主務大臣が目標の策定に加え評価も行い、評価結果を法人の組織・事業の見直しや改廃、国の政策への反映に活用するという仕組みに改められた。

※) 制度改革に伴い、総務大臣が目標の策定及び業務の実績評価に関する政府統一的な指針を定めることとされ、「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（以下「目標策定指針」という。）及び「独立行政法人の評価に関する指針」（以下「評価指針」という。）を平成 26 年 9 月に決定。

- 当委員会においては、これまで3 年間の調査審議を通じて一定の知見が蓄積されたことを踏まえ、今一度、法人の政策実施機能の最大化という制度改革の趣旨に立ち返り、新たな制度の下での目標策定や評価の在り方について議論を行う必要があるとの認識に至った。
- このことを受け「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（平成 29 年 12 月 4 日独立行政法人評価制度委員会決定）3（2）①において、各主務大臣や法人の意見を聴きつつ、現行の目標策定指針及び評価指針の見直しを検討すべき内容を把握し、これらの指針の将来的な改定に向けて委員会として通則法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号に基づく意見を述べる準備を進めることを表明した。

2 今後

本件に係る調査審議を進めていくため、評価部会において、集中的な議論を行うこととしたい。